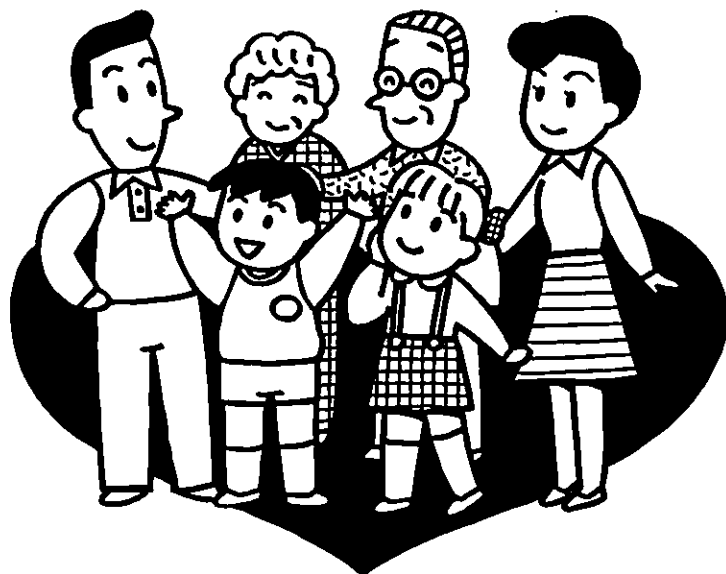


埼玉県医師会 団体定期保険

加入者募集中!!

日医A1会員・
日医A2B会員の皆様へ



ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、当パンフレットおよび「ご契約に際しての重要事項（契約概要）」「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」をご覧ください。保障内容、保険金額（給付金額）および保険料・その他の商品内容がご自身のご意向（ニーズ）に合致した内容となっているか、必ずご確認ください。

当パンフレットの記載内容について

当パンフレットに記載のお支払事由や給付に関する制限事項などは概要や代表事例であり、詳しい内容が記載された「ご契約のしおり・約款」はご契約者（団体）にお渡ししております。

ここが自慢です

1

お手頃な保険料で、大きな保障を得られます。

団体定期保険ならではのお手頃な保険料で、大きな保障を得られます。業務上・業務外を問わず1日24時間、不慮の事故や病気その他による死亡を保障します。

2

ご加入（契約）手続きは簡単です。

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
（※お申込みにあたっては、「告知に関する重要事項」をご覧ください。）

3

配偶者も同時にご加入（契約）できます。

配偶者のみで加入（契約）することはできません。
保険期間中に会員が死亡または脱退された場合は、配偶者も同時に脱退となります。

4

配当金のお支払いがあります。

1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
※将来のお支払いをお約束するものではありません。

5

生命保険料控除の対象になります。

ご加入者が負担された主契約の保険料（配当金があればそれを差し引いた額）は、一般の生命保険料控除の対象となりますので、所得税・住民税の負担が軽減されます。（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2 平成27年7月現在）※今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。

加入日	加入申込書×切日	保険料引去開始日
平成27年11月1日	平成27年10月20日	平成27年11月27日
中途加入の場合		
平成27年12月以降 毎月1日	加入日前月10日	加入月の27日 ※27日が休日の場合は、翌営業日が振替日となります。

〈制度に関するお問い合わせ先〉

一般社団法人 埼玉県医師会

〔担当事務局 医事・学術課〕

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-5-1
TEL 048 (824) 2611 (代表)

・お取り扱いのあらまし・

加入資格

次の方がご加入・増額できます。

なお、以下の年齢は平成27年11月1日現在の年齢です。

1. 日医A1会員・日医A2B会員で申込日現在正常に就業されている方(ご本人)
〔加入年齢範囲：新規加入・増額は満65歳6ヵ月以下の方まで
(継続加入は満80歳6ヵ月以下)〕

2. 日医A1会員・日医A2B会員の配偶者の方で申込日現在健康で正常に生活されている方

〔加入年齢範囲：新規加入・増額は満65歳6ヵ月以下の方まで
(継続加入は満80歳6ヵ月以下)〕

なお、配偶者の方だけのご加入はできません。

ご本人と必ず一緒にご加入ください。

(注) 告知の内容によっては、ご加入いただけないことがあります。

保険期間

平成27年11月1日から平成28年10月31日までの1年間です。

以降は毎年11月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

ただし、募集の結果、ご加入者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は更新できず、効力を発生しません。

毎月申込日の翌月1日付の加入が可能です。この場合、中途加入日から保険期間満了日までが初年度の保険期間となります。

加入月

年12回(毎月1回)

継続加入

一旦健康時に加入しますと、更新時の健康状態にかかわらず、前年度と同額の保険金額を上限として継続加入できます。

ただし、更新時にご加入者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、ご加入者の意思にかかわらず、継続加入できない場合やご加入の保険金額が減額となる場合があります。

この保険から脱退いただく場合

- 本人が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。その際、脱退の手続きが必要となりますので、保険契約者(団体)窓口までご連絡ください。
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日(資格喪失日)の属する月の月末となります。ただし、当月分の保険料を払込む必要があります。
- 加入資格を失ったことによりこの保険契約から脱退となる場合、2年を超えて継続加入されていた方は、脱退時の加入保険金額を上限として診査・告知なしで所定の個人保険に加入することができます。ただし、保障終了後1ヶ月以内にお手続きいただいた場合に限りです。

保険料のお払込み

1. 保険料の払込みは収納代行会社「(株)シーエスエス」(CSS)に委託して、ご指定の金融機関預金口座(ゆうちょ銀行は、ご使用になれません)より毎月27日に自動的に引落しいたします。
なお、預金通帳へは「シーエスエス」あるいは「CSS」と記帳されます。
2. 保険料の口座引き落としが不能のときは翌月27日に2ヵ月分引き落としのご案内を行います。
なお、2ヵ月連続で保険料のお払込みがない場合、本制度より自動的に脱退となりますのでご注意ください。

・保険金受取人について・

本人・配偶者の死亡保険金の受取人は、ご指定いただいた方となります。

高度障害保険金の受取人は被保険者ご自身となります。

【留意事項】

- ・既にご加入されている方で、「加入申込書兼告知書」で死亡保険金受取人の変更をお申込みいただいた場合、当パンフレットに記載の効力開始日からの変更となります。(当パンフレットに記載の効力開始日より前に変更したい場合、「被保険者内容変更通知書」で別途お手続きください。)
- ・この保険では、遺言により死亡保険金の受取人を変更することはできません。

★保険契約者(団体)と生命保険会社からのお知らせ

※ご加入に際しましては、以下の個人情報の取扱いに同意していただくことが前提となります。

生命保険会社等への個人情報の提供に不同意の場合は、本保険契約にご加入いただくことができません。

本保険契約の運営にあたっては、保険契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)〔以下、個人情報〕を取扱い、保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出し、本保険の事務手続きのために使用します。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用^(注)し、また、保険契約者、他の生命保険会社、再保険会社、生命保険会社の募集代理店を含む委託先に提供する場合、生命保険会社のグループ会社との間で共同利用を行う場合に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き保険契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

今後、引受保険会社を変更する場合には、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込にあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

★引受保険会社について

この保険契約は下記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額・給付金額について、それぞれの引受割合(平成27年8月1日現在)に応じて保険契約上の責任を、連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【事務幹事】

引受保険会社

〔保険に関する
お問い合わせ先〕

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

大同生命保険株式会社

048-645-3591

048-650-8457

048-644-5425

048-641-0307

HL-G-A-15-00620(2015.8.14)

ご加入コースと月額保険料(概算)

次のコースのうちから、いずれかを選択してご加入ください。

ご加入コース	ご本人コース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
	配偶者コース	※3をご覧ください。			Fコース	Gコース
死亡保険金または高度障害保険金		4000万円	3000万円	2000万円	1000万円	500万円

月 額 保 険 料 (概 算)	日医A1会員・日医A2B会員の方で 満35歳6ヶ月以下の方 (昭和55年5月2日生～平成13年5月1日生)		男	4,320円	3,240円	2,160円	1,080円	540円
			女	2,640円	1,980円	1,320円	660円	330円
	満35歳6ヶ月超～40歳6ヶ月以下の方 (昭和50年5月2日生～昭和55年5月1日生)		男	5,800円	4,350円	2,900円	1,450円	725円
			女	4,440円	3,330円	2,220円	1,110円	555円
	満40歳6ヶ月超～45歳6ヶ月以下の方 (昭和45年5月2日生～昭和50年5月1日生)		男	7,920円	5,940円	3,960円	1,980円	990円
			女	5,520円	4,140円	2,760円	1,380円	690円
	満45歳6ヶ月超～50歳6ヶ月以下の方 (昭和40年5月2日生～昭和45年5月1日生)		男	11,680円	8,760円	5,840円	2,920円	1,460円
			女	7,600円	5,700円	3,800円	1,900円	950円
	満50歳6ヶ月超～55歳6ヶ月以下の方 (昭和35年5月2日生～昭和40年5月1日生)		男	17,560円	13,170円	8,780円	4,390円	2,195円
			女	10,440円	7,830円	5,220円	2,610円	1,305円
	満55歳6ヶ月超～60歳6ヶ月以下の方 (昭和30年5月2日生～昭和35年5月1日生)		男	25,520円	19,140円	12,760円	6,380円	3,190円
			女	12,800円	9,600円	6,400円	3,200円	1,600円
	満60歳6ヶ月超～65歳6ヶ月以下の方 (昭和25年5月2日生～昭和30年5月1日生)		男	37,400円	28,050円	18,700円	9,350円	4,675円
			女	17,600円	13,200円	8,800円	4,400円	2,200円

- ※1. 保険内容の詳細につきましては、裏面をご参照ください。
- ※2. 上記の保険料は加入者の保険金総額が100億円以上500億円未満の場合の概算保険料です。したがって、保険料率計算の結果、実際の総保険金額により変更となる場合があります。その場合、加入申込締切後に正規保険料を算出し、第1回より適用します。
- ※3. 配偶者の方は、ご本人より高い保険金額コースには加入できません。(ご本人コースがEコースの場合、配偶者コースはGコースのみ)
- ※4. 別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項と特にご注意いただきたい事項が記載されています。お申込み前に必ずご確認ください。

満65歳6ヶ月超の方で継続する場合

(本表は平成27年11月1日以降継続する場合に適用)

ご加入コース	ご本人コース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
	配偶者コース	※3をご覧ください。			Fコース	Gコース
死亡保険金または高度障害保険金		4000万円	3000万円	2000万円	1000万円	500万円
満65歳6ヶ月超～70歳6ヶ月以下の方	男	61,760円	46,320円	30,880円	15,440円	7,720円
	女	27,000円	20,250円	13,500円	6,750円	3,375円
満70歳6ヶ月超～71歳6ヶ月以下の方	男	—	—	41,440円	20,720円	10,360円
	女	—	—	17,760円	8,880円	4,440円
満71歳6ヶ月超～72歳6ヶ月以下の方	男	—	—	45,560円	22,780円	11,390円
	女	—	—	19,720円	9,860円	4,930円
満72歳6ヶ月超～73歳6ヶ月以下の方	男	—	—	50,100円	25,050円	12,525円
	女	—	—	21,960円	10,980円	5,490円
満73歳6ヶ月超～74歳6ヶ月以下の方	男	—	—	55,240円	27,620円	13,810円
	女	—	—	24,560円	12,280円	6,140円
満74歳6ヶ月超～75歳6ヶ月以下の方	男	—	—	61,160円	30,580円	15,290円
	女	—	—	27,560円	13,780円	6,890円
満75歳6ヶ月超～76歳6ヶ月以下の方	男	—	—	—	33,970円	16,985円
	女	—	—	—	15,490円	7,745円
満76歳6ヶ月超～77歳6ヶ月以下の方	男	—	—	—	37,770円	18,885円
	女	—	—	—	17,470円	8,735円
満77歳6ヶ月超～78歳6ヶ月以下の方	男	—	—	—	41,920円	20,960円
	女	—	—	—	19,750円	9,875円
満78歳6ヶ月超～79歳6ヶ月以下の方	男	—	—	—	46,700円	23,350円
	女	—	—	—	22,360円	11,180円
満79歳6ヶ月超～80歳6ヶ月以下の方	男	—	—	—	52,090円	26,045円
	女	—	—	—	25,370円	12,685円

(注) 加入金額範囲 満65歳6ヶ月超～70歳6ヶ月以下 4000万円限度
満70歳6ヶ月超～75歳6ヶ月以下 2000万円限度
満75歳6ヶ月超～80歳6ヶ月以下 1000万円限度

お知らせ

- 被保険者の同意について
医療法人が保険料を負担して申込まれる場合は、被保険者となるべき方が制度内容について了知し保険加入することが必要となります。また、被保険者となることに同意した方の記名、捺印のある申込書を提出していただく必要があります。
- 保険金受取人について
医療法人が保険料を負担して申込まれる場合は、被保険者の同意を得て、保険金受取人は事業主とします。この場合、保険金の支払いに際し、死亡の場合は被保険者の遺族、高度障害の場合は被保険者本人の了知が必要です。了知は、「保険金・給付金請求書」への署名・押印により行います。